

いじめ問題の重大事態に関する再調査部会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、埼玉県青少年健全育成審議会規則（平成17年5月27日埼玉県規則第141号）**第12条**の規定に基づき、いじめ問題の重大事態に関する再調査部会（以下「再調査部会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 再調査部会は、知事の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）第30条第2項又は第31条第2項の規定に基づき**同法**第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

（定数）

第3条 再調査部会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員**等**の指名）

第4条 再調査部会の委員**及び臨時委員**（以下「委員**等**」という。）は、いじめ問題について学識経験のある者その他適当と認める者から指名するものとする。なお、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を参考とする。

2 調査審議の公平性・中立性を図るため、当該調査の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有すると認められる者は、再調査部会の委員**等及び専門調査員**になることはできない。

（**議決**）

第5条 部会が議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。

（秘密保持義務）

第6条 委員**等及び専門調査員**は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規程は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。